

学校名	板橋区立舟渡小学校	学校番号	10
-----	-----------	------	----

2 舟渡小学校いじめ防止対策基本方針

1 いじめの定義

- (1) この基本方針において「いじめ」とは、本校児童に対して、本校に在籍する他の児童が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネット等の通信手段を使って行われるものを含む。）の中で、当該行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じているものをいう。
- (2) 移動教室や連合行事、学校外での生活の中で、他校の児童と上記（1）のような行為があった場合も「いじめ」とし、該当校と連携して対応に当たる。

2 いじめの禁止

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を及ぼす。そして、いじめを受けた児童の心に長く深い傷を残すものである。そのため、どのような理由があっても、いじめは絶対に許されない行為であり、全ての児童はいじめを行ってはならない。

3 いじめ問題への舟渡小学校の基本的な考え方及び取り組み

いじめは、どの学級でも起こり得るという認識の上で、すべての教員は日常的にいじめの未然防止に取り組むとともに、いじめを把握した場合には、速やかに解決する必要がある。

特に児童の心身に大きな傷を負わしたり、児童の生命に関わるような重大ないじめに発展したりしないよう、早期発見・早期対応を基本として保護者、地域及び関係機関と連携して取り組むことが必要である。

- (1) 「いじめ防止対策推進法」及び「東京都板橋区いじめ防止対策の基本理念、組織等に関する条例」に基づいて、自校におけるいじめ防止の取り組みについての基本的な方向、内容等を「板橋区立舟渡小学校いじめ防止対策基本方針」として定める。
- (2) 舟渡小学校では、いじめの防止及びいじめの解決に向けての総合的な対応を行うための組織として「いじめ対策委員会」を設置する。
- (3) いじめ対策委員会は、校長、副校長、生活指導主任（主幹）、養護教諭、生活指導委員会所属教員、スクールカウンセラーで組織し、委員長は生活指導主任（主幹）が務める。
- (4) 舟渡小学校におけるいじめの防止等に関する取り組み
「未然防止」「早期発見」「早期対応」及び「重大事態への対処」の四つの段階に応じて、いじめの防止等に向けた効果的な対策を講じていくこととする。

①「未然防止」～いじめを生まない、許さない学校づくり～

いじめに関する児童の理解を深める。

児童がいじめについて深く考え理解するための取り組みとして、道徳の授業、児童会による主体的な取り組みへの支援などを通じて、児童がいじめは絶対許されないことを自覚するように促す。

○全校朝会での講話や児童集会、児童会活動などを通して「いじめは絶対に許されない」という気持ちを学校全体に広げる。

○道徳教育及び人権教育、読書活動、体験活動などを通して、規範意識を育て、正義感や思いやりの心、判断力、他者とのよりよい関わり方などを学び、いじめに向かわない態度・能力の育成を図る。

○児童自らがいじめについて学び、主体的に考え、児童自身がいじめの防止を訴えるような取り組みを推進する。

○ソーシャルスキルトレーニングを取り入れた教育活動を通して、人との関わり方や集団生活の中での行動の仕方を学び、実生活に生かせるようにする。

○いじめ問題についての校内研修を実施し、教職員の資質の向上を図る。

◇「STOP!いじめ～あなたは大丈夫?～」(東京都教育委員会・平成25年5月)の視聴を中心とした研修

◇「いじめ 問題に対応できる力を育てるために～いじめ防止教育プログラム～」(東京都教育委員会・平成26年2月)を使用した研修

◇スクールカウンセラーを講師にした研修
(児童との面談の仕方、ストレスマネジメントなど)

○保護者を対象としたいじめ防止のための研修会を行い、いじめに対する理解を深める。

◇「STOP!いじめ～あなたは大丈夫?～」(東京都教育委員会・平成25年5月)の視聴を中心とした研修

いじめに関する授業の実施

学校は、定期的に子どもがいじめについて深く考え、いじめは絶対に許されないことを自覚できるようにするため、道徳の時間を中心に年に3回以上の「いじめに関する授業」を実施する。またその内一回を土曜授業プランに授業公開を行う。

学期	実施月	教科等	内容	授業公開
1学期	6月	教科・特別な教科道徳	いじめ防止に関する内容※	年1回以上公開する。
2学期	10月	特別な教科道徳	主に他の人とのかかわりに関する内容	
3学期	2月	教科・特別な教科道徳	いじめ防止に関する内容※	

※DVD「STOP!いじめ～あなたは大丈夫?～」や「いじめ 問題に対応できる力を育てるために～いじめ防止教育プログラム～」を活用する。

②「早期発見・早期対応」～いじめの未然防止や早期解決に努める～

早期発見

○児童の様子や人間関係を注意深く観察し、児童の行動の変化の中からいじめにつながりそうな情報を早めに把握するよう努める。

○年3回のふれあい月間における「学校生活についてのアンケート」やスクールカウンセラーによる全員面接（5・6年生／年1回）担任による全員面接（全学年／年2回以上）などを通して、いじめの徴候の把握といじめの早期発見に努める。

○保健室、相談室「ほっとルーム」等の利用を促進するとともに、外部の電話相談窓口の周知等による相談体制の整備を図る。

○週一回の生活指導夕会や学期に一回行われる生活指導全体会において、教職員全体によるいじめに関する情報の共有を図る。

早期発見

○いじめを発見した場合は、いじめ対策委員会が担任を支援しながら学校全体で対応する。

○いじめられている児童及びいじめを知らせてきた児童の安全を守る。

○必要に応じて、いじめられている児童の学級に担任の他に教員等が一名以上ついて、落ち着いて授業が受けられるようにする。

○板橋区教育委員会、北児童相談所、板橋区子ども家庭支援センター、関係学校などの関係機関やスクールカウンセラー、巡回指導講師、学校相談員などの専門家等と連携して解決を図る。

○いじめが犯罪行為として取り扱われる懸念がある事案については、教育委員会とも相談の上、警察に相談する。

③「重大事態への対応」

児童の心身に大きな傷を負わせるなど、児童の生命に関わるような「重大ないじめ」またはその徴候のある場合

○いじめられている児童の安全の確保、緊急避難を行う。

○いじめられている児童の教育を受ける権利を保障する。

○関係児童やその保護者との面談を行い、経緯の説明、事実確認、原因の究明、解決の方向性、今後の対応などについて話しあう。

○臨時の保護者会を開催し、保護者との情報共有を図る。

○板橋区教育委員会、北児童相談所、板橋区子ども家庭支援センター、関係学校などの関係機関やスクールカウンセラー、巡回指導講師、学校相談員などの専門家等と連携して解決を図る。

○いじめが犯罪行為として取り扱われる事案については、教育委員会とも相談の上、警察に通報し、連携して対応する。

○重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を早急に実施する。

○重大事態発生について、速やかに板橋区教育委員会へ報告する。

(4) 教員の指導力の向上と組織的対応

いじめ問題に適切に対応出来るようにするため、個々の教員のいじめ問題への鋭敏な感覚と的確な指導力を高めるために、定期的な校内研修会を実施する。

また、児童にとって興味や関心のもてる授業の工夫や、わかりやすく楽しい授業を行えるよう、校内研究を中心に教員の授業力向上を図る。

いじめに関する問題が発生した場合は、「いじめ対策委員会」を中心に、学校全体による組織的な取り組みにより解決を図る。

(5) 保護者・地域・関係機関と連携した取り組み

いじめが複雑化・多様化する中、学校がいじめ問題を迅速かつ的確に解決できるようにするためには、保護者や地域、関係機関と連携していじめ問題解決に向けて取り組む必要がある。

①「舟っ子ミニマム」の活用

舟渡小学校全体での統一した学習や生活のきまりの指導基準である「舟っ子ミニマム」を活用し、教師の指導、児童の活動、保護者の取り組みの連携を通して、いじめをしない、させない資質や能力、規範意識を育てる。

②保護者がいじめの情報を得た場合には、学校に速やかに連絡・相談するなど、学校によるいじめの防止等の取り組みに協力するよう求める。

4 いじめ防止等に係る年間計画

別紙の通り

5 取り組みに関する評価と改善の方向

いじめの未然防止に関しては、教員の自己評価と年3回のふれあい月間における「学校生活についてのアンケート」や保護者へのアンケート等によって評価し、「いじめ対策委員会」で改善策の方策を立てる。